

# 那覇市 IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画策定業務に係るサウンディング型市場調査実施要領

令和 6 年 11 月 22 日

## 1. 調査の目的

本サウンディング型市場調査は、那覇市 IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画策定に向けて、企業・団体・有識者等の意見を収集し、施設の機能や活用方法についてのニーズや改善案を把握することを目的としています。また、官民連携手法を検討するための基礎資料として活用することも目的とします。

【サウンディング型市場調査とは】

民間事業者から広く意見・提案を求める市場調査のことを言う。検討の早い段階で民間事業者との対話を通じて事業の方向性、市場性の有無、市場性を高めるためのアイデアを得ることを目的に実施するものです。

## 2. 施設概要

那覇市 IT 創造館の概要は別紙のとおり。

## 3. 主な調査項目

- (1) 新たな施設に求められる機能と活用方法(ソフト面)
- (2) 新たな施設の整備に関する要望や提案(ハード面)
- (3) 官民連携による運営管理の可能性と望ましい事業スキーム
- (4) 新たな施設の名称に関する意見
- (5) その他新たな施設の運営管理に関する基本計画策定に必要な事項

## 4. 調査の概要

【調査方法】Web フォーム及び個別ヒアリング形式(オンラインまたは対面での実施)

【実施期間】令和 6 年 11 月 22 日(金)～12 月 20 日(金)

## 5. 参加申込方法

Web フォームへの入力

(URL:<https://forms.office.com/r/vYWiQvgKyk>)

## 6. 現地見学会・説明会

【開催日時】令和 6 年 12 月 2 日(月) 14 時 00 分～15 時 30 分

【申込方法】Web フォームへの入力

(URL:<https://forms.office.com/r/jkxGtnhz1P>)

【開催会場】那覇市 IT 創造館 2F 大会議室(那覇市銘苅 2 丁目 3-6)

【留意事項】現地見学会・説明会への参加は本調査への参加条件ではありません。

## 7. 調査結果の取扱い

- (1) 調査結果は、那覇市 IT 創造館の今後の運営管理に関する基本計画策定の参考とします。
- (2) 個別の調査内容については非公表とし、概要のみホームページで公表します。
- (3) 参加事業者の名称は非公表とします。また、個々の内容については、参加事業者のアイデアやノウハウの保護に配慮した上で、その概要を公表します。
- (4) 公表にあたっては、必要に応じて事前に参加事業者に内容の確認を行います。

## 8. 留意事項

- (1) 本調査への参加実績が、今後の事業者選定に影響することはありません。
- (2) 調査への参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- (3) 必要に応じて追加のヒアリングをお願いする場合があります。

## 9. 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、本調査に参加することができません。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当する者。

- イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者。
- ウ 市税(市町村税)の滞納がある者。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条及び那覇市暴力団排除条例(平成 24 年条例 1 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体。

## 10. お問い合わせ・連絡先

---

本実施要領に関するお問い合わせは、一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター(ISCO)までご連絡ください。

Mail:itsouzou-keikaku@isc-okinawa.org